**３－（４）旅費支給規程例**

**第１章　　総　　則**

（目　 的）

第１条　この規程は、本組合役職員の旅費支給についての基準及び手続等を定めることを目的とする。

（出張命令に従わない出張）

第２条　出張者は、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、出張命令（以下「命令」という。）に従って出張することができなかった場合は、出張後遅滞なく命令の変更の申請をしなければならない。

２　前項の規定により命令の変更を申請したが、その変更を認められなかった場合は、出張命令にしたがった限度の旅費のみを支給する。

**第２章　　国内出張旅費計算の基準**

（旅費の計算）

第３条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

２　旅費計算の起点は、原則として○○駅とする。

３　往復割引制度が設けられている経路に係る旅費は、当該割引制度を適用した額により計算する。

（出張の日数）

第４条　旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。

（出発時刻及び到着時刻の基準）

第５条　出張者は、原則として用務に就く１時間前までにその用務地に到着するよう出発するものとする。

２　用務地と用務地最寄り駅等の所要時間は、通常の経路で要する時間とする。

３　前２項により計算した時間が、出張時間が８時より以前、到着時間が20時を超える場合は、出張の日数を加える。

**第３章　　国内出張の旅費**

（近距離地域の旅費）

第６条　○○市内及び片道○○キロメートル以内の出張については、鉄道賃又は車賃の実費を支給する。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

２　前項の地域であっても、業務上特に宿泊を必要と認めた場合は、第７条第５項に規定する日当及び宿泊料を支給することができる。

（近距離地域以外の旅費）

第７条　特急料金（新幹線を含む。）及び急行料金（以下「特急料金等」という。）を徴する列車等を運行している路線を利用して出張する場合は、第３条第１項本文の規定に即し、次の特急料金等を支給する。

(1) 特急料金は片道○○キロメートル（乗継ぎ区間については、○○キロメートル）以上のと

き。

(2) 急行料金は片道○○キロメートル（乗継ぎ区間については、○○キロメートル）以上で、

現に利用するのが可能な場合。

この場合、指定席があるときは、座席指定料金も支給する。

２　次の都道府県に出張する場合は、原則として航空賃を実費で支給する。

（注）都道府県名は組合の実情に応じて規定。

３　車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額により支給する。

４　日当は出張日数に応じ、宿泊料は宿泊日数に応じて、次表の額を支給する 。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 日　当 | 宿泊料 |
| 理 事 長理事・監事参　　事主　　事書記・雇 | ００，０００円００，０００円００，０００円００，０００円００，０００円 | ００，０００円００，０００円００，０００円００，０００円００，０００円 |

（注）金額は、組合の実情に応じて規定。

５　本組合が宿泊場所を指定したとき（ブロック会議等で指定される場合を含む。）の宿泊料が定額を超える場合には、実際に要した額を支給する。

６　本組合指定の車両で出張する場合は、日当及び宿泊料のみ支給する。

**第４章　　海外出張の旅費**

（外国出張の旅費）

第８条　航空賃は、運賃の等級を２階級に区分する路線による場合には、役員等については○○○○クラス、職員については○○○○クラスにより支給する。

２　鉄道賃及び船賃は、運賃の等級を２以上の階級に区分する路線による場合には、役員等については最上級の運賃、職員については最上級の直近下位の運賃を支給する。

４　車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額を支給する。

５　日当、滞在費及び支度金は、次表の額を支給する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 役員等 | 参事 | 主事以下 |
| 日　　当 | ００，０００円 | ００，０００円 | ００，０００円 |
| 滞　在　費うち宿泊代うち食事代 朝 昼 夜 | ００，０００円００，０００円０，０００円０，０００円０，０００円 | ００，０００円００，０００円０，０００円０，０００円０，０００円 | ００，０００円００，０００円０，０００円０，０００円０，０００円 |
| 支　度　金 ７日以内 15日以内 15 日 超 | ００，０００円００，０００円００，０００円 | ００，０００円００，０００円００，０００円 | ００，０００円００，０００円００，０００円 |

（注）金額は、組合の実情に応じて規定。

６　１年６月以内に再度海外出張をする場合の支度金は、定額の６割とする。

７　旅行雑費は、予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料及び入出国税の実費額を支給する。

**第５章　　雑　　則**

（嘱託職員の旅費）

第９条　嘱託職員の旅費については、給与の額、勤続年数、職種その他を勘案して、第６条から第８条までの規定を適用する。

（委員等の旅費）

第10条　委員等に旅費を支給する場合は、委員等の年数、経験等によって、役員等及び職員の職階を準用し決定する。

（随行旅費）

第11条　役員等の随行を命じられた職員の旅費は、本会が特に必要と認めた場合に限り、役員等の旅費に相当する額を支給することができる。

（参考資料）

第12条　旅費の計算にあたっては、「時刻表」を参考資料とする。

（遺族に対する旅費）

第13条　役員等及び職員（以下「役職員等」という。）が出張中に死亡した場合は、遺族に対し旅費を支給することができる。

２　前項の旅費の額は、役職員等の死亡当時の等級区分によるものとする。

３　第１項に掲げる遺族とは、原則として役職員等の親族三親等内の者をいう。

付 　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。